

宝塚市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について

改正の理由

規約の第8章 事務局 第16条に協議会の事務局は、宝塚商工会議所に置く。となっているが、新たに2項事業推進事務局は、宝塚まちづくり株式会社に置く。を追記する。

これは、協議会の構成員として、宝塚まちづくり株式会社が経済活動の向上区分に編入されたこと、及び宝塚まちづくり株式会社がまちづくりの事業実施主体として公的な補助金等を受けて活動できるようにし、事業推進の事務局機能を持つため。

改正箇所

現 行	改正後
第8章 事務局 (事務局) 第16条 協議会の事務局は、宝塚商工会議所に置く。 (以下略)	第8章 事務局 (事務局) 第16条 協議会の事務局は、宝塚商工会議所に置く。 <u>2 事業推進事務局は、宝塚まちづくり株式会社に置く。</u> (以下略)
附 則	附 則 <u>(実施の時期)</u> <u>1 第16条(事務局)の改正規定は、平成20年3月18日から実施する。</u>

宝塚市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宝塚市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、宝塚市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(広告の方法)

第3条 協議会の広告は、宝塚市の広報及び宝塚商工会議所報への掲載の他、必要と認められるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活 動)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ア 宝塚市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

第2章 協議会の構成員

(協議会の構成員)

第5条 協議会は次のものにより構成される。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（法15条第1項、第4項、第7項、第8項）の規定に該当するもの
- (2) その他協議会において特に必要があると認められるもの
- (3) 協議会委員は、第5条各号に掲げるものが指名する者とする。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するもの者とする。

(入 会)

第6条 協議会の趣旨に賛同し、入会しようとするものは、運営委員会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第8条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、宝塚商工会議所会頭とする。
 - 3 副会長は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号に掲げる者の中から会長が選任する。
 - 4 監事は会長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネ - ジャ -

(タウンマネ - ジャ -)

第11条 協議会は、第2条に掲げる目的達成のために、タウンマネ - ジャ - を置くことができる。

- 2 タウンマネ - ジャ - は、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会 議

(会 議)

第12条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) ワ - キングゲル - プ

第6章 総 会

(総 会)

第13条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員・運営委員の選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 総会は、構成員が委嘱した協議会委員をもって構成する。
- 4 総会は、協議会委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

- 第14条 協議会は、活動を円滑に推進するために運営委員会を置く。
- 2 運営委員は、構成員から会長が選任する。
 - 3 運営委員会は、適宜開催し、第4条の活動について協議・決定する。
 - 4 運営委員会は、会長が招集し、会長が選任する者が委員長となる。
 - 5 運営委員会は、運営委員の半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 6 運営委員会は、必要に応じ事業関係者をオブザ-バ-として招集することができる。
 - 7 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワ-キンググル-プ)

- 第15条 協議会の目的を実行するため、運営委員会にワ-キンググル-プを設置することができる。
- 2 ワ-キンググル-プは、具体的な事業計画を協議する。
 - 3 ワ-キンググル-プは、協議した結果を随時運営委員会に報告する。

第8章 事務局

(事務局)

- 第16条 協議会の事務局は、宝塚商工会議所に置く。
- 2 事業推進事務局は、宝塚まちづくり株式会社に置く。

(事務局長及び職員)

- 第17条 事務局に事務局長1人の他、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、会長が選任し、庶務を統括する。
 - 3 事務局員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

第9章 会 計

(会 計)

- 第18条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

- 第19条 協議会の収入は、補助金、負担金、運営協力金、寄附金、及びその他による。
- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第10章 解 散

(解 散)

第20条 総会の議決に基づいて解散する場合は、協議会委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

- 1 本規約は、平成19年3月19日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、総会の承認を得て別に定める。

(実施の時期)

- 1 第16条(事務局)の改正規定は、平成20年3月18日から実施する。